

経常建設共同企業体の入札参加資格に係る取扱基準の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">経常建設共同企業体の入札参加資格に係る取扱基準</p> <p style="text-align: right;">〔平成 27 年 3 月 23 日〕 〔総 務 第 2 3 2 号〕</p> <p>〔沿革〕平成 27 年 3 月 23 日付け総務第 232 号制定、平成 29 年 3 月 29 日付け総務第 204 号一部改正</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>(1) 登録業種・格付 入札公告に示す県営建設工事競争入札資格者名簿の業種及び格付に、経常 J V として登録されている者であること。</p> <p>(2) 営業所の所在地 入札公告に示す区域に建設業法に基づく主たる営業所を有することとしている場合は、当該区域に代表者が主たる営業所を有すること。</p> <p>(3) 企業の施工実績 入札公告において、企業の施工実績を有することとしている場合は、経常 J V の構成員のうち 1 者が当該施工実績を有していること。</p> <p>(4) 主任技術者又は監理技術者</p> <p>ア 主任技術者又は監理技術者の配置は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 請負代金額 <u>3,500</u> 万円未満の場合は、構成員全てが主任技術者を工事現場に配置すること。</p> <p>(イ) 請負代金額 <u>3,500</u> 万円以上 <u>10,500</u> 万円未満の場合は、構成員のうち 1 者が主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置することで、残りの構成員は、主任技術者又は監理技術者を工事現場に兼任で配置することができることとし、専任での配置は要しない。</p> <p>(ウ) 請負代金額 <u>10,500</u> 万円以上の場合は、構成員全てが主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置すること。</p> <p>※なお、「請負代金額 <u>3,500</u> 万円」、「請負代金額 <u>10,500</u> 万円」については、建築一式工事の場合は「請負代金額 <u>7,000</u> 万円」、「請負代金額 <u>21,000</u> 万円」と読み替える。</p> <p>イ 入札公告において、資格を有すること（例：1 級〇〇工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。）としている場合は、配置する主任技術者又は監理技術者の全てが資格を有すること。</p> <p>ウ 入札公告において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有することとしている場合は、監理技術者として配置する者が資格を有すること。また、特定建設業の許可を有している構成員が配置すること。</p> <p>エ 入札公告において、施工経験を有することとしている場合は、配置する主任技術者又は監理技術者のうち 1 人が入札公告に示す要件を満たすこと。</p> <p>オ 入札公告において示している雇用の状況については、経常 J V の構成員全てが満たすこと。</p> <p>(5) 特定建設業の許可 入札公告において、特定建設業の許可を有していることとしている場合は、経常 J V の構成員のうち 1 者が当該許可を有していること。</p> <p>3、4 〔略〕</p> <p>附則（平成 27 年 3 月 23 日付け総務第 232 号） この基準は、平成 27 年 4 月 1 日以降に公告を行う工事から適用する。</p> <p>附則（平成 29 年 3 月 29 日付け総務第 204 号） この基準は、平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">経常建設共同企業体の入札参加資格に係る取扱基準</p> <p style="text-align: right;">〔平成 27 年 3 月 23 日〕 〔総 務 第 2 3 2 号〕</p> <p>〔沿革〕平成 27 年 3 月 23 日付け総務第 232 号制定、平成 29 年 3 月 29 日付け総務第 204 号一部改正、<u>令和 4 年 12 月 26 日付け出総第 270 号一部改正</u></p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>(1) 登録業種・格付 入札公告に示す県営建設工事競争入札資格者名簿の業種及び格付に、経常 J V として登録されている者であること。</p> <p>(2) 営業所の所在地 入札公告に示す区域に建設業法に基づく主たる営業所を有することとしている場合は、当該区域に代表者が主たる営業所を有すること。</p> <p>(3) 企業の施工実績 入札公告において、企業の施工実績を有することとしている場合は、経常 J V の構成員のうち 1 者が当該施工実績を有していること。</p> <p>(4) 主任技術者又は監理技術者</p> <p>ア 主任技術者又は監理技術者の配置は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 請負代金額 <u>4,000</u> 万円未満の場合は、構成員全てが主任技術者を工事現場に配置すること。</p> <p>(イ) 請負代金額 <u>4,000</u> 万円以上 <u>12,000</u> 万円未満の場合は、構成員のうち 1 者が主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置することで、残りの構成員は、主任技術者又は監理技術者を工事現場に兼任で配置することができることとし、専任での配置は要しない。</p> <p>(ウ) 請負代金額 <u>12,000</u> 万円以上の場合は、構成員全てが主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置すること。</p> <p>※なお、「請負代金額 <u>4,000</u> 万円」、「請負代金額 <u>12,000</u> 万円」については、建築一式工事の場合は「請負代金額 <u>8,000</u> 万円」、「請負代金額 <u>24,000</u> 万円」と読み替える。</p> <p>イ 入札公告において、資格を有すること（例：1 級〇〇工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。）としている場合は、配置する主任技術者又は監理技術者の全てが資格を有すること。</p> <p>ウ 入札公告において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有することとしている場合は、監理技術者として配置する者が資格を有すること。また、特定建設業の許可を有している構成員が配置すること。</p> <p>エ 入札公告において、施工経験を有することとしている場合は、配置する主任技術者又は監理技術者のうち 1 人が入札公告に示す要件を満たすこと。</p> <p>オ 入札公告において示している雇用の状況については、経常 J V の構成員全てが満たすこと。</p> <p>(5) 特定建設業の許可 入札公告において、特定建設業の許可を有していることとしている場合は、経常 J V の構成員のうち 1 者が当該許可を有していること。</p> <p>3、4 〔略〕</p> <p>附則（平成 27 年 3 月 23 日付け総務第 232 号） この基準は、平成 27 年 4 月 1 日以降に公告を行う工事から適用する。</p> <p>附則（平成 29 年 3 月 29 日付け総務第 204 号） この基準は、平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p><u>附則（令和 4 年 12 月 26 日付け出総第 270 号）</u> <u>この基準は、令和 5 年 1 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</u></p>
改 正 理 由	請負代金額の要件変更による。